

借 換 計 画 書

壬生町中小企業融資振興会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

取扱 金融機関	資金名	責任 共有	借入年月日 最終期日	当初借入額	月々返済額	現在残高
		対象 対象外	年 月 日 年 月 日	円	円	円
		対象 対象外	年 月 日 年 月 日	円	円	円
		対象 対象外	年 月 日 年 月 日	円	円	円
		対象 対象外	年 月 日 年 月 日	円	円	円
		対象 対象外	年 月 日 年 月 日	円	円	円
借換元計				A 円	円	B 円
新規申込額			円	合計		円

(注意事項)

- 1 借り換えできる資金は、経営改善資金と景気対応資金（売上減少）とし、借り換え元の資金と借り換える資金の種類が同一であること。
- 2 借り換え元の資金の残高の合計が、当初借入額の合計の4分の3未満であること。  

$$B/A = \frac{\text{借り換え元残高}}{\text{当初借入額}} = \text{ } < 0.75$$
- 3 原則として、責任共有制度対象の借入金は、責任共有制度対象外（セーフティネット保証等）で借り換えることはできません。
- 4 原則として、新たに融資を受ける資金を含む場合にあっては、既に融資を受けている資金の返済に遅滞が無いこと。